

◎利用者負担段階と負担限度額

単位:円

利用者負担段階		食費	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	多床室 (特養等)	多床室 (老健・療養等)
・世帯の全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	かつ、預貯金 等が単身で 1000万円(夫 婦で2000万 円)以下	300	820	490	320	490	0	0
・世帯の全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方		390	820	490	420	490	370	370
・世帯の全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税を課税されていない方で上記以外の方		650	1310	1310	820	1310	370	370
・上記以外の方(基準費用額)		1380	1970	1640	1150	1640	840	370